

各 位

丹波篠山市市民生活部人権推進課

## 個人番号（マイナンバー）の提供のお願い

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、既にご承知のとおり、平成 27 年 10 月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」が施行され、所得税法等の改正が行われました。

これにより、当市が今回お世話になる講師謝金の支払いに係る「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」を作成し、税務署へ提出する際には、個人番号（マイナンバー）の記載が義務付けられます。

つきましては、お手数ですが、下記の通り貴殿の個人番号の提供をお願いいたします。

なお、この個人番号の提供のお願いは、番号法第 14 条及び第 16 条に基づき行うものですが、下記利用目的にのみ使用させていただき、ご提出いただきました個人番号等の書類につきましては、厳正に管理、保存を行います。

### <利用目的>

#### 法定調書の作成事務

（報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、給与支払報告書、不動産に係る使用料等の支払調書）

※当課に限らず、篠山市役所において報酬支払等が発生した場合、上記利用目的に限りご提供いただく個人番号を利用いたします。

### <提出書類>

個人番号確認票（必要事項をご記入ください）

### <提示書類>

下記、本人確認書類

(1) 個人番号カードの裏面もしくは通知カードの表面

(2) 身元確認書類（個人番号カードの表面、運転免許証、パスポートなどの写真入り身分証明書）

※詳しくは裏面をご覧ください。

なお、必要書類の郵送提出をご希望の場合は、個人番号確認票に本人確認書類(1)及び(2)の写しを貼付の上、下記担当までご郵送ください。

※既に上記利用目的により篠山市に個人番号確認票をご提出いただき、その後名前や住所、個人番号に変更がない場合は、いずれの書類も提出不要です。恐れ入りますが担当までお知らせください。

丹波篠山市役所市民生活部人権推進課  
〒669-2397 丹波篠山市北新町 41  
TEL : 079-552-6926（直通）

# 本人確認書類について

## 1. 番号確認書類

通知カード：各個人の住民票の住所に市町村より送付された個人番号が記載された紙製のカード



【おもて面】



【うら面】

個人番号カード：申請により市町村から発行される個人番号が記載された顔写真付きカード



【おもて面】



【うら面】

## 2. 身元確認書類

写真付身分証明書（以下の場合には1点必要）	その他の本人確認書類（以下の場合には2点必要）
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 運転免許証</li> <li>● パスポート</li> <li>● 身体障害者手帳</li> <li>● 精神障害者保健福祉手帳</li> <li>● 療養手帳</li> <li>● 在留カード又は特別永住者証明書</li> <li>● 学生証または社員証（顔写真あり）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各種健康保険被保険者証</li> <li>● 住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書</li> <li>● 年金手帳</li> <li>● 後期高齢者医療保険証・介護保険被保険者証</li> <li>● 公務員共済組合組合員証</li> <li>● 児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証</li> <li>● 学生証または社員証（顔写真なし）</li> </ul>

※個人番号カード両面のご提示であれば、身元確認書類は不要です。

※上記証明書類がない場合は他の書類でも可能な場合がありますのでご相談ください。